資料－3

議題（1）
淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

3）今年度の重点取組

今年度の重点取組

『要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施』

水防災意識社会
再構築ビジョン

■要配慮者利用施設における避難計画等の策定及び避難訓練の実施

- 水防法の改正(H29.6)により、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、**避難確保計画の策定**及び**訓練の実施**が義務化されました。
- 本年度は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%の達成、避難訓練の実施を重点取組とします。

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

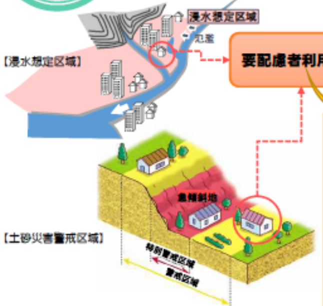

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【市町村】市町村地域防災計画の作成

例えば

（社会福祉施設）
・老人福祉施設
・有料老人ホーム
・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
・身体障害者社会参加支援施設
・障害者支援施設
・地域活動支援センター
・福祉ホーム
・障害福祉サービス事業の用に供する施設
・保護施設
・児童福祉施設
・障害児通所支援事業の用に供する施設
・児童自立生活援助事業の用に供する施設
・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
・子育て短期支援事業の用に供する施設
・一時預かり事業の用に供する施設
・児童相談所
・母子・父子福祉施設
・母子健康包括支援センター 等

（学校）
・幼稚園
・小学校
・中学校
・義務教育学校
・高等学校
・中等教育学校
・特別支援学校
・高等専門学校
・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）
・病院
・診療所
・助産所 等

これら施設の**名称**及び**所在地**

➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

① 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - ➢ 防災体制　➢ 避難誘導　➢ 施設の整備　➢ 防災教育及び訓練の実施
  - ➢ 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - ➢ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置　に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。

≫ 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、**要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等**には、施設管理者等に対して、**水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る**ことが望まれます。

≫ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

② 避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

≫ 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

③ 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は、**避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。

≫ 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際**は、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

④ 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。

≫ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

≫ ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。

！ 避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！

法改正に関する問い合わせ	国土交通省水管理・国土保全局		TEL：03-5253-8111（代表）
	水防法関係 河川環境課水防企画室		土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

（H29.6.19）

2. 避難確保計画、避難訓練の実施による成功事例（1/2）

特別養護老人ホーム川越キングスガーデン（埼玉県川越市）の成功事例

○ 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンでは、平成10年の水害経験を踏まえ、**避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練を実施**していました。

○ 令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、**利用者や職員が無事に避難**できました。

川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃	重篤患者の移動、避難の準備開始 職員24人待機、水位・雨量情報収集
13日 2時頃	避難開始、川越市に避難開始の報告
氾濫	越辺川の破堤
13日 4時頃	避難完了、川越市へ報告
13日 夕方	警察等により、近傍の避難所へ全員避難

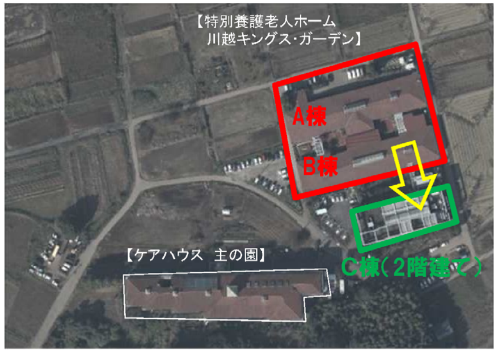

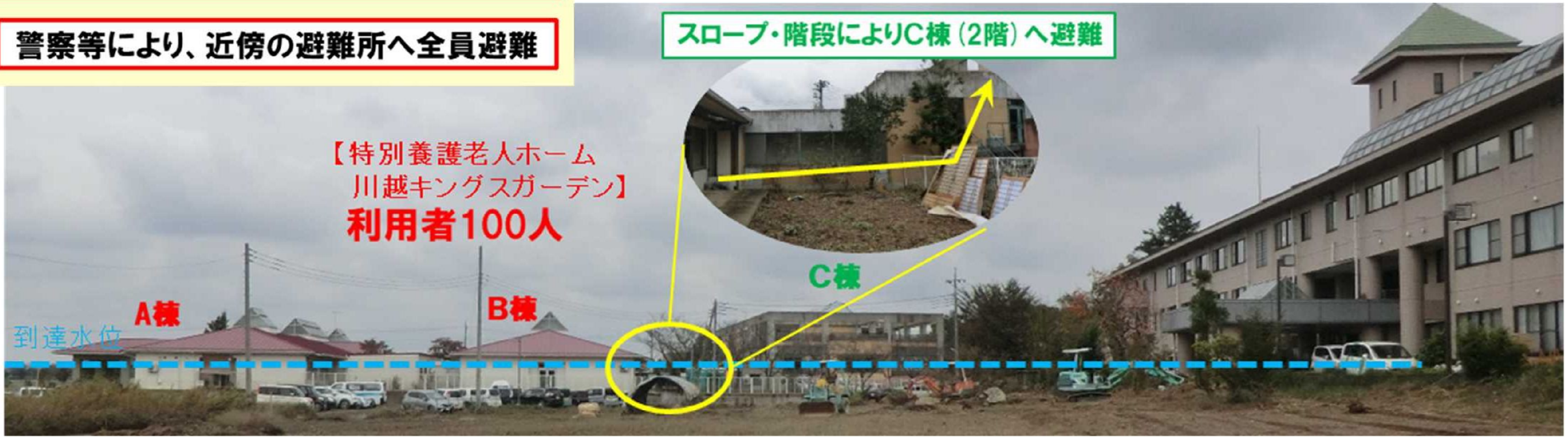

出典：要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキストから抜粋

2. 避難確保計画、避難訓練の実施による成功事例（2/2）

特別養護老人ホーム平成の杜（静岡県小山町）の成功事例

○ 特別養護老人ホーム平成の杜は、土砂災害警戒区域内にあるため、**避難確保計画を作成し、日頃から避難訓練を実施**していました。

○ 令和元年10月の台風第19号では、職員が利用者を2階へ移動させた後、土石流が施設の１階部分に流入しましたが、**利用者や職員は無事に難を逃れました**。

特別養護老人ホームの対応

- 午前 10:37 土砂災害警戒情報発表
- 午前 11:00 避難勧告発令
- 午後 1:15 避難指示発令
- 午後 7:30頃 近隣住民からの声かけ 入居者・職員全員2階へ移動
- 土砂災害
- 午後 8:00頃 施設１階に大量に土砂が流入

施設長の声 『**日頃から避難訓練をしていた**こともあり、けが人を出さずにすんでよかった』（NHK報道より）

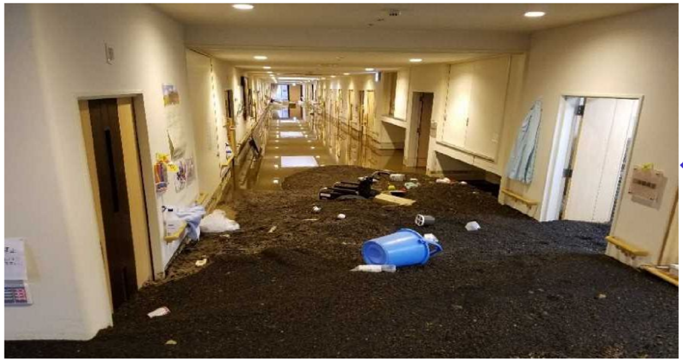

日頃の訓練の成果

令和元年6月避難訓練実施状況

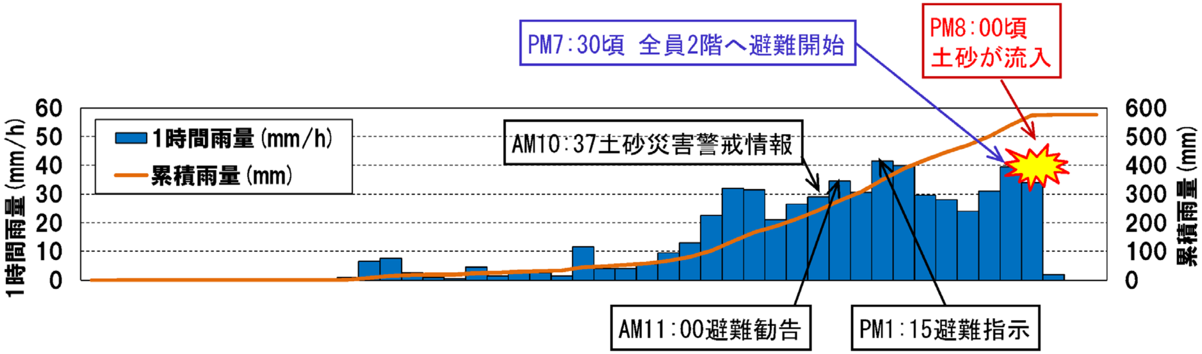

8

出典：要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキストから抜粋

3. 避難確保計画の作成支援の事例

■要配慮者利用施設への個別説明会による計画作成支援

- ●木津川市内の要配慮者利用施設(5施設)を対象として、避難確保計画作成説明会を開催
- ●会の形式:各施設への個別説明を実施(3ブースを設け、木津川市・京都府・淀川河川で分担)
- ●NHK京都による説明会の取材

NHKによる取材状況

■要配慮者利用施設への全体説明会による計画作成支援

- ●吹田市内の要配慮者利用施設(100施設)を対象として、避難確保計画作成説明会を開催
- ●会の形式:全体説明会を実施(午前・午後各1回　計2回開催)

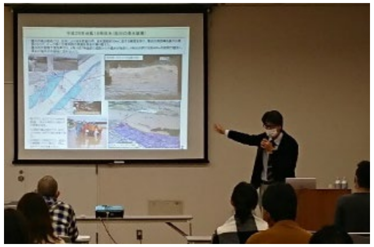

■小中学校を対象とした計画作成支援

- ●小中学校を対象とした避難確保計画の作成支援として、枚方市立西牧野小学校や井手町立泉ヶ丘中学校において、学校教員、市町、淀川河川事務所の3者で作成
- ●学校周辺の浸水リスクを把握した上で、指定避難所までの避難経路を設定

■大阪府内の作成状況（令和４年３月末時点）

	水防法(洪水)	水防法(高潮)	土砂法
対象施設数	9,525	3,240	354
作成済み	9,287	3,240	323
作成率	**97.5%**	**100.0%**	**91.2%**

※対象施設数は令和3年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

4. 避難確保計画に基づく避難訓練の実施事例

①垂直避難訓練　（高齢者施設:志木の里）

施設の上層階へ避難した垂直避難訓練

訓練日時： 令和３年10月21日（木）14:00～14:15
実施場所： 志木の里１階デイサービスフロア
参 加 者： 職員一部（８名）、施設一部利用者（25名）
想定災害： 洪水を想定
訓練概要： 館内放送を活用し、訓練開始
１階から３階へ垂直避難訓練

エレベーターを活用した垂直避難の様子

上層階へ避難開始の様子

9

施設の特徴
- ✓ 特養（１２０床）、通所介護（定員３０人）をはじめ、多くの介護サービスを実施している。

訓練の特徴
- ✓ 館内放送を活用し、訓練を開始している。
- ✓ １階デイサービス利用者をエレベーターへ誘導し、３・４階フロアへ避難を行っている。
- ✓ 避難終了後、安否確認のため、点呼を取り訓練を終了している。

志木市防災危機管理課・長寿応援課から
- ✓ 災害はいつ発生するかわからないことから、デイサービス利用者を対象に訓練を実施することも非常に効果があると考えています。
- ✓ 館内放送を活用することで、施設入所者及びデイサービス利用者全員が訓練実施を把握できることから、実災害時にも館内放送を積極的に活用することが望ましいです。

②情報伝達訓練、避難経路の確認訓練（障がい者施設:輝HIKARI志木）

想定している避難経路を変更した避難訓練

訓練日時： 令和３年７月27日（火）10:30～11:30
実施場所： 輝HIKARI志木
参 加 者： 職員全員（６名）、施設利用者全員（10名）
想定災害： 洪水を想定
訓練概要： ハザードマップを活用した図上訓練、
フローチャートによる情報伝達訓練、
通常とは別の避難経路確認訓練

避難経路確認訓練の様子

ハザードマップでどのような災害が発生するおそれがあるか確認しているの様子

6

施設の特徴
- ✓ 上宗岡に位置する定員10名規模の放課後等デイサービス。

訓練の特徴
- ✓ 障がい者施設で、どのような被害が発生するか志木市洪水ハザードマップで図上訓練を行っている。
- ✓ 大雨洪水警報が発令された場合、サービスの提供を終了し、速やかに総合福祉センターへ送迎をしている。
- ✓ 避難情報が発令された場合、保護者にお迎えに来てもらうことのフローチャートの確認。
- ✓ 国道の工事に伴い、想定している避難経路とは別の経路で総合福祉センターへ避難をした。

志木市防災危機管理課・共生社会推進課から
- ✓ 災害が発生するおそれがある段階では、思わぬアクシデントが発生する可能性があるので、本訓練のように多数の避難経路を確認しておくことが望ましいです。

③持ち出し品の確認訓練　（保育園:おおのみち保育園）

避難経路を確認した垂直避難訓練等

訓練日時： 令和３年８月24日（火）９:30～10:00
実施場所： おおのみち保育園・幼稚園
参 加 者： 職員（13名）、園児（21名）
想定災害： 洪水を想定
訓練概要： 幼稚園までの避難経路の確認訓練、
保育園立ち退き避難訓練、垂直避難訓練、
備蓄品持ち出し品の確認訓練

職員及び園児が垂直避難をする様子

幼稚園に避難が完了した様子

3　幼稚園屋上にある避難用品の写真

施設の特徴
- ✓ 中宗岡地区に位置する定員30名規模の保育園。

訓練の特徴
- ✓ 保育園施設は浸水するおそれがあるので、幼稚園までの経路の確認訓練を実施している。
- ✓ 幼稚園は施設の２階が高台になるので、垂直避難をする場所としている。
- ✓ 幼稚園までの避難手段を多数決めている。
  - 施設浸水時　：おんぶ、抱っこ、避難車
  - 施設未浸水時：おんぶ、抱っこ、避難車、徒歩
- ✓ 洪水時の避難用品を幼稚園屋上入り口に常備している。

志木市防災危機管理課・保育課から
- ✓ 避難確保計画では、避難するだけではなく避難生活をするための備蓄も計画するよう定めています。左に添付した写真のように、あらかじめ整理しておくことが望ましいです。

④図上訓練　（高齢者施設:いこいの家コンクリや）

図上訓練と垂直避難訓練の両方を実施した訓練

訓練日時： 令和４年１月17日（月）10:00～10:30
実施場所： いこいの家コンクリや
参 加 者： 職員一部（３名）
想定災害： 洪水を想定
訓練概要： ハザードマップを使用した図上訓練
エレベーター等を活用した垂直避難訓練

上層階へ避難している様子

図上訓練をしている様子

エレベーターで上層階へ避難している様子

12

施設の特徴
- ✓ 定員１０人の小規模な通所介護事業所。

訓練の特徴
- ✓ 志木市洪水ハザードマップを使用し、施設はどんなところなのか、図上訓練で確認をしている。
- ✓ エレベーターを活用し、職員が一名誘導役として、要配慮者を避難誘導を実施している。
- ✓ 停電時を想定し、階段でも垂直避難を実施している。

志木市防災危機管理課・長寿応援課から
- ✓ 要配慮者は一人では避難ができない状態が想定されます。本訓練のように誘導役を設置することにより、スムーズに垂直避難等が実施できますので、ご参考としていただけたらと思います。
- ✓ 避難確保計画であらかじめ。誰が何を担当するか位置づけておくのが望ましいです。

出典：志木市　要配慮者施設の避難確保計画に基づく令和3年度訓練事例集等ついてから抜粋